

公共下水道区域の全体計画変更に伴う都市計画決定について

1 事業の経緯について

公共下水道事業（迫処理区）は公共用水域の水質保全を目的とし、昭和63年度に事業着手しており、平成7年3月に迫町に隣接する中田町、登米町、南方町を加えた4町域に整備区域を拡大した全体計画の策定が行われ、現在に至っている。

迫処理区の4町域を除く東和町、豊里町、津山町、石越町については、特定環境保全公共下水道事業（米谷・錦織処理区、豊里処理区、津山処理区、迫川処理区）により平成2年度に事業着手しており、これまでも事業計画の更新を行うタイミングで、各処理区において区域の追加や削除などの見直しを行ってきた。

2 整備状況について

令和6年4月1日現在の下水道整備状況は、事業計画面積の1,795.72ヘクタールに対し、整備済面積が1,767.51ヘクタールで、下水道整備率は98.43パーセントとなっている。

◎町域別の整備状況

処理区名	町域	全体計画面積	事業計画面積	整備済面積	整備率
迫 処 理 区	迫 町	584.30ha	535.50ha	521.40ha	97.37%
	中田町	357.50ha	357.50ha	356.08ha	99.60%
	登米町	143.60ha	143.60ha	132.64ha	92.37%
	南方町	140.90ha	140.90ha	139.98ha	99.35%
米谷・錦織処理区	東和町	89.80ha	89.80ha	89.80ha	100.00%
豊 里 処 理 区	豊里町	293.00ha	293.00ha	292.19ha	99.72%
津 山 処 理 区	津山町	96.00ha	96.00ha	96.00ha	100.00%
迫 川 処 理 区	石越町	141.40ha	139.42ha	139.42ha	100.00%
計		1,846.50ha	1,795.72ha	1,767.51ha	98.43%

3 公共下水道区域の全体計画変更について

現在の公共下水道事業計画は、令和7年度まで（令和8年3月31日まで）を事業執行期間として認可を受けており、令和6年度において全体計画の変更を行う予定で、物理的に管路の整備が困難な箇所や、経済比較により浄化槽の方が有利となるような箇所などについて、計画区域の見直しを行う。併せて、令和5年度に登米市上下水道事業運営審議会での審議を経て策定している下水道事業施設統廃合計画に基づき、農業集落排水施設の公共下水道区域への統廃合を進める方針としている。

4 今後のスケジュールについて

公共下水道は都市計画施設であることから、全体計画変更については別途、登米市都市計画審議会において審議を行い、都市計画決定の変更手続きを進めることとしている。

1) 登米都市計画下水道の変更について

○変更内容

登米都市計画下水道の全体計画の見直しにより、排水区域について下記のとおり変更するもの。

1. 下水道の名称 登米市公共下水道
2. 排水区域 (1) 汚水 【迫処理区】既決面積 約 1,110ha ⇒ 変更面積 約 1,239ha [129ha 拡大]

1. 下水道の名称 登米市特定環境保全公共下水道
2. 排水区域 (1) 汚水 【3 処理区合計】既決面積 約 349ha ⇒ 変更面積 約 347ha [2ha 縮小]
 【豊里処理区】既決面積 約 261ha ⇒ 変更面積 約 259ha [2ha 縮小]
 【米谷・錦織処理区】既決面積 約 42ha [変更なし]
 【津山処理区】既決面積 約 46ha [変更なし]

○変更の主な理由など

◇公共下水道区域

迫処理区において、過年度に区域外流入し下水道に接続済みの区域などを新たに排水区域に追加し、現況が山林や田畑等で家屋の張り付きが将来的に見込めない区域などを廃止する。併せて、令和5年度に策定した登米市下水道事業施設統廃合計画に基づき、今後、公共下水道への統合を予定している中田町の農業集落排水地区（石森・宝江・新小路・長谷・弥勒寺・大泉）について新たに排水区域として追加する。

《変更を行う箇所の主な理由と面積》

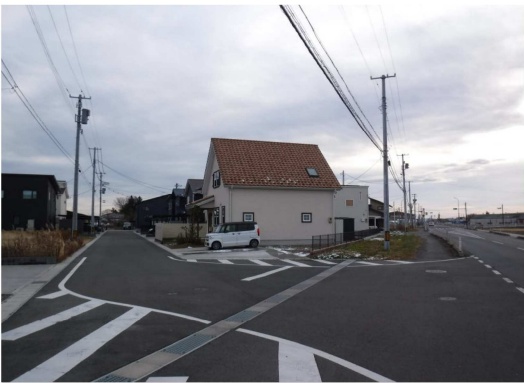
区域変更の主な理由	位置番号	面積(ha)
住宅の新築などにより区域外流入している部分	①, ②, ⑦, ⑧, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬, ⑮, ⑯, ⑰, ⑱	2.03
農業集落排水地区の追加によるもの	石森, 宝江, 新小路, 長谷, 弥勒寺, 大泉	150.80
工業団地の雨水調整池の部分で分譲地ではない	③, ⑤	▲5.44
管路の整備が困難である、下水道への接続を希望しない	④, ⑭, ⑲, ⑳, ㉕, ㉖	▲9.46
整備手法を経済比較すると個別処理の方が有利となる 外	⑥, ⑨, ㉑, ㉒, ㉓	▲2.01
現況が山林などで宅地の張り付きが見込まれない	㉔, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚	▲7.37
合計	36 箇所	128.55

◇特定環境保全公共下水道区域

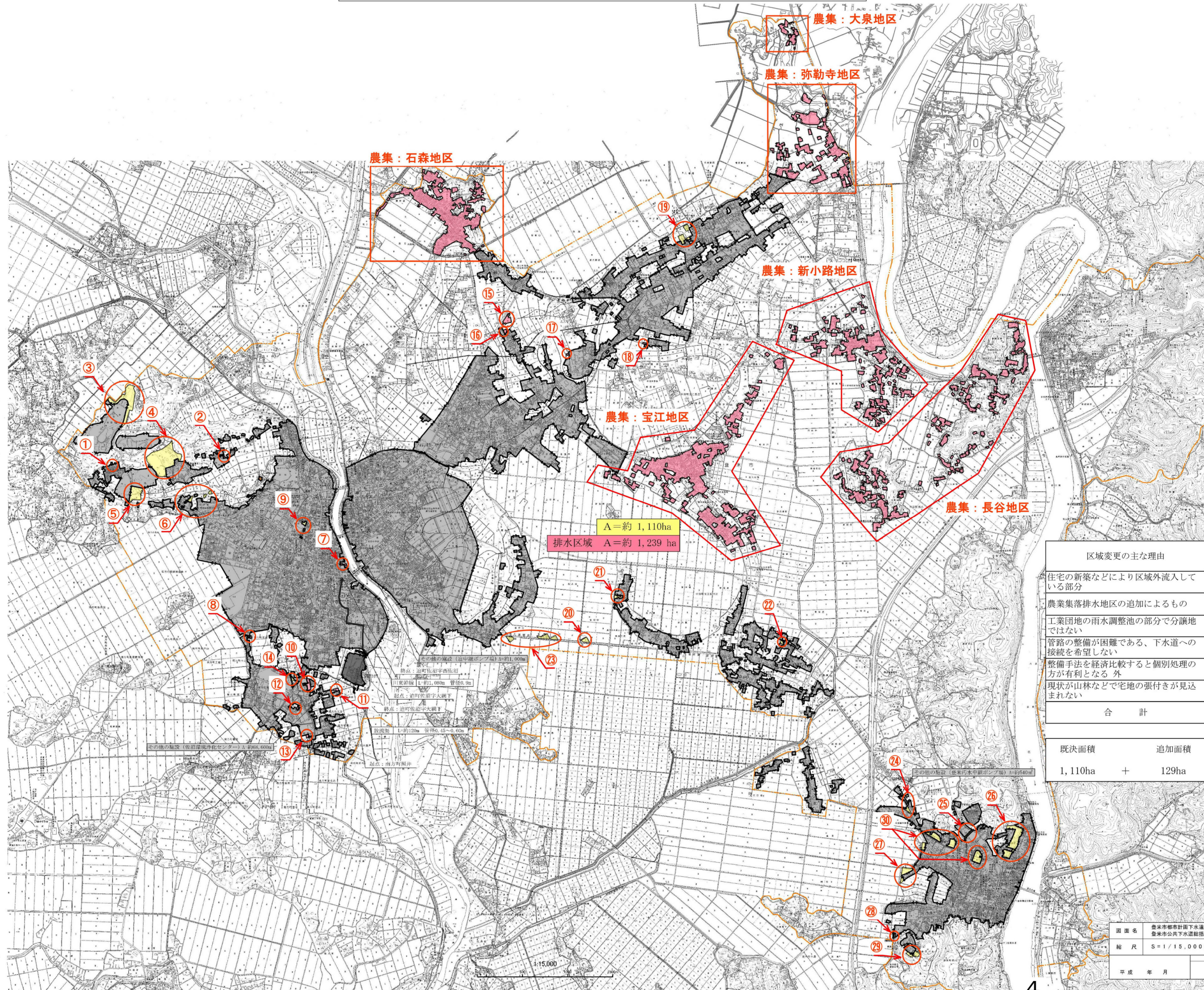
豊里処理区において、過年度に区域外流入し下水道に接続済みの区域を新たに排水区域に追加し、現況が山林や田畑等で家屋の張り付きが将来的に見込めない区域を廃止する。

《変更を行う箇所の主な理由と面積》

区域変更の主な理由	位置番号	面積(ha)
住宅の新築などにより区域外流入している部分	①, ②	0.12
現況が山林などで宅地の張り付きが見込まれない	③, ④	▲2.02
合計	4 箇所	▲1.90

公共下水道（迫処理区）参考抜粋 位置番号：② 	[地区名] 北方 [代表地番] 迫町北方字高見47-2 [区分] 追加 [面積] 0.04 ha [変更理由] 現在区域外流入している区域であるため、排水区域として位置付ける。
位置番号：⑤ 	[地区名] 北方 [代表地番] 迫町北方字大洞72-6 [区分] 廃止 [面積] ▲ 1.78 ha [変更理由] 工業団地内の雨水調整池であり、分譲地では無いため。
位置番号：⑮ 	[地区名] 中田 用途地域外 [代表地番] 中田町石森字駒牽295-10 [区分] 追加 [面積] 0.60 ha [変更理由] 宅地造成済みであり、今後下水道による汚水処理を行う予定の区域であるため。
位置番号：⑳ 	[地区名] 登米 [代表地番] 登米町寺池桜小路107-1 [区分] 廃止 [面積] ▲ 3.35 ha [変更理由] 現在山林であり、将来的に家屋の張り付きが見込まれないため。

登米都市計画下水道の変更（登米市決定） 説明資料



区域変更の主な理由	位置番号 (地区名)	面積 (ha)
住宅の新築などにより区域外流入している部分	①, ②, ⑦, ⑧, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬, ⑭, ⑮, ⑯	2.03
農業集落排水地区の追加によるもの	石森, 宝江, 新小路, 長谷, 弥勒寺, 大泉	150.80
工業団地の雨水調整池の部分で分譲地ではない	③, ⑤	▲ 5.44
管路の整備が困難である、下水道への接続を希望しない	④, ⑬, ⑭, ⑲, ⑳, ㉑	▲ 9.46
整備手法を経済比較すると個別処理の方が有利となる 外	⑥, ⑨, ⑲, ㉒, ㉓	▲ 2.01
現状が山林などで宅地の張付きが見込まれない	㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙	▲ 7.37
合 計	36箇所	128.55

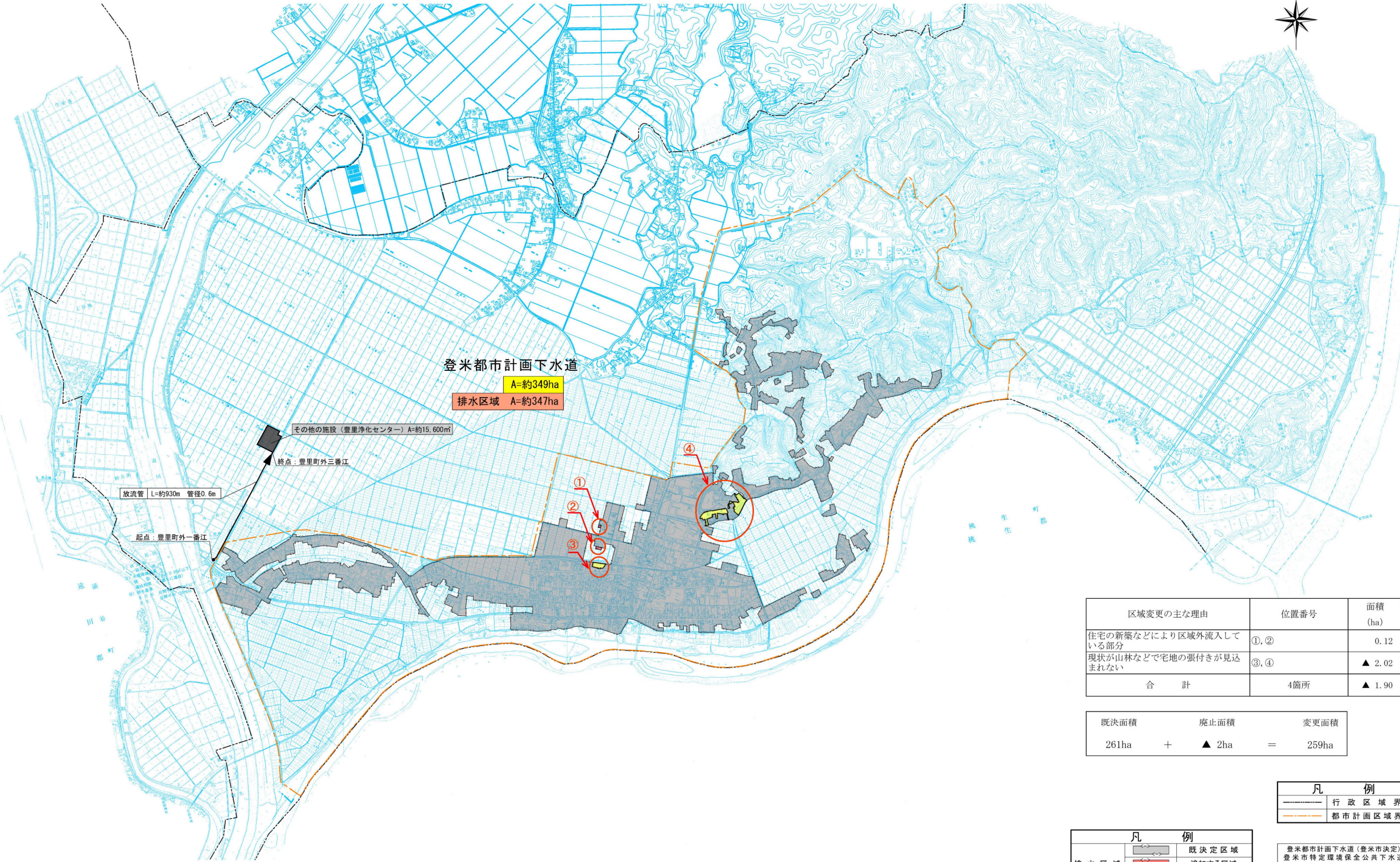
既決面積	追加面積	変更面積
1,110ha	+	129ha
		= 1,239ha

凡		例
排水区域		既 決 定 区 域
		追 加 区 域
		廃 止 区 域
下水管路		既 決 定 の 管 渠
その他の施設 (処理場・ポンプ場)		既 決 定 区 域
		都市計画区域

図 面 名	登米市都市計画下水道の変更（登米市決定） 登米市公共下水道施設図（汚水）
縮 尺	S=1/15,000(A0), S=NON SCALE(A3)
平 成 年 月	
製 図 者	
検 査 者	
図 面 番 号	
シ ー ズ	

登米都市計画下水道の変更(登米市決定)
説明資料

(豊里処理区)



区域変更の主な理由	位置番号	面積 (ha)
住宅の新築などにより区域外流入している部分	①, ②	0.12
現状が山林などで宅地の張付きが見込まれない	③, ④	▲ 2.02
合 計	4箇所	▲ 1.90

既決面積	廃止面積	変更面積
261ha	+ ▲ 2ha	= 259ha

凡 例	
-----	行政区域界
-----	都市計画区域界

凡 例	
排水区域	既決区域
排水区域	追加する区域
排水区域	削除する区域
下水管渠	既決区分
その他の施設(処理場)	既決区域

登米都市計画下水道(登米市決定)	
登米市特定環境保全公共下水道	
図 面	縮 小 図 (汚水)
名 称	S = 1 / 10,000 (A0)
縮 尺	S = NON SCALE (A3)
宮 城 県 登 米 市	